

(仮称)新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の制定に向けた
「新宿区ルール」の骨子の策定及びパブリック・コメント等の実施結果について

区は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、区民の生活環境の悪化を防止することを目的として、新宿区民泊問題対応検討会議を設置し、検討を進めてきた。

このたび、検討会議で取りまとめた「新宿区ルール」の骨子(案)を公表し、広く区民から意見を求めるためパブリック・コメント等を実施した。本パブリック・コメント及び検討会議での意見等を踏まえ、「新宿区ルール」の骨子を策定する。今後は、「新宿区ルール」の骨子を基に、「(仮称)新宿区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」を制定する。

記

1 実施期間

平成29年10月5日(木)から平成29年10月18日(水)まで

2 実施結果

(1) 意見提出者	29名	
(2) 提出方法	ホームページ	17名
	持参	3名
	ファックス	7名
	郵送	2名
(3) 意見件数	89件	
(4) 意見内容	別紙1のとおり	
(5) 意見の反映等	A 意見を反映する	0件
	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	19件
	C 今後の参考とする	27件
	D 意見として伺う	38件
	E 質問に回答する	5件

3 「新宿区ルール」の骨子の変更箇所

「新宿区ルール」の骨子 [新旧対照表] …別紙2のとおり

4 「新宿区ルール」の骨子(変更後)

別紙3のとおり

5 条例の制定方針

別紙3「新宿区ルール」の骨子（変更後）を基に、以下の方針で条例の制定を行う。

- （1）区、区民、住宅宿泊事業者等及び宿泊者の責務をそれぞれ定め、明記する。
- （2）住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、住居専用地域において、住宅宿泊事業の実施期間を、月曜日の正午から金曜日の正午まで制限する。
- （3）住宅宿泊事業を行うに当たり、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、事業者が行うべき具体的な責務を定め、適正な運営の確保をしていく。

6 主なスケジュール

平成29年	11月8日（水）	福祉健康委員会へ報告
	11月15日（水）	新宿区民泊問題対応検討会議（第6回）でパブリック・コメント等の実施結果に関する区の考え方を報告
	11月29日（水）	第4回区議会定例会へ条例(案)を上程
平成30年	3月15日（木）	法施行（準備行為：事業者の事前届出）
	6月15日（金）	法施行